

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 21 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ホテルにおけるバイオマスボイラーへの更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	斑尾高原リゾート株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	ホテルサンパティック斑尾 (長野県飯山市大字飯山 11492-196)
事業の概要	ホテルにおけるボイラー設備を灯油焚きボイラーからバイオマスボイラーに変換する事業である。木質バイオマスはカーボンニュートラルが適用され、CO2 を実質的に排出しないものとみなされるため、ボイラーの燃料を灯油から木質バイオマスへ切り替えることにより、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012 年度：53 tCO2/年 事業実施期間合計：53 tCO2
国内クレジット認証期間	事業開始日 2013 年 2 月 25 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
----	-------

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：ホテルサンパティック斑尾</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年2月8日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることについては、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを資料（仕様書等）の閲覧、関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、証拠書類、担当者への質問、検算により、3.4年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（設備投資一覧、価格調査資料、計算表等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出（本事業は補助金を受けていない）している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者の事業実施場所はホテル事業を行っており、省エネ対策など従前より環境対策に積極的に取り組んでいる。当該取組の一環として本制度を活用することにより、一層の省エネと地球温暖化防止を図ることとしている。</p> <p>以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「ボイラー設備の更新：方法論番号：001」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p>

要件	審査手続き
	<p>適用条件 1: 本事業は、バイオマスボイラーへの燃料転換を伴うボイラーの更新であることを、資料の閲覧（仕様書等）、現地目視、関係者等への質問により確認した。そのため、ボイラー効率の改善については問われていない。</p> <p>適用条件 2: ボイラーの更新を行わなかった場合、事業実施前のボイラーを継続利用することが可能であったことを現地目視、関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 3: ボイラーを更新した事業者は、事業実施後のボイラーで生産した蒸気や温水の熱を自家消費することを、現地目視、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、根拠資料（分析報告書、仕様書等）の閲覧、現地目視、関係者等への質問により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認については、根拠資料（仕様書等）の閲覧、現地目視、関係者等への質問を通じて確認した。</p>

4. 特記事項

本事業により導入されるバイオマスボイラーで使用する木質バイオマス（おが屑）については、きのこの栽培において使用後、交換により回収されたものを使用するものであり、本事業実施前には廃棄されていたものである（即ち本事業は国内の未利用資源を有効利用するものである）ことを根拠資料（おが屑購入の請求書）の閲覧、関係者等への質問により確認した。

以 上